

2015.11

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

クーリング・オフは契約や購入した方法で期間が違います

【事例】

昨日、自宅に訪問してきた業者から屋根瓦の修理を勧められたので、その業者と契約した。よく考えると、金額が高すぎると思ったので解約したい。

【アドバイス】

訪問販売による契約は、クーリング・オフすることができます。簡易書留郵便などでクーリング・オフはがきを送りましょう。クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な勧説を受けて契

約してしまった消費者に、頭を冷やしてよく考える時間を与え、一定期間内であれば一方的に無条件解約ができるという制度です。クーリング・オフができる主な取引の種類と期間は下表のとおりです。

クーリング・オフは書面で行います。書き方などで不明な点があれば消費生活センターへ問い合わせください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎ 76・1004）まで。

クーリング・オフができる主な取引の種類	クーリング・オフができる期間
訪問販売	契約書面を受け取った日から 8日間
電話勧誘販売	契約書面を受け取った日から 20日間
特定継続的役務提供（エステ、語学教室など）	
訪問購入（買い取り）	
連鎖販売取引（マルチ商法など）	
業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法など）	

2015.12

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

電話でお金の話が出たら、まず詐欺を疑ってください

【事例】

ある会社へ1口10万円出資すれば、年利12%が得られると書いてあるパンフレットが送られてきた。パンフレットに書かれた会社へ出資できる権利を譲つてほしいという男からしつこく電話があり困っている。

【アドバイス】

架空の投資話を持ちかける「劇場型勧誘」の典型です。「代わりに購入してくれたら高値で買い取る」「名義を貸してくれたら謝礼を支払う」などと言って申し込ませ、お金をだまし取る詐欺の手口です。相手にせず、すぐに電話を切りましょう。

この他、息子を名乗る男に現金をだまし取られる「オレオレ詐欺」など不審な電話が筑後地区を中心に相次いで発生しています。少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターへ相談してください。相談は無料。匿名でも相談できます。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎ 76・1004）まで。

1月からマイナンバー制度開始 個人情報をむやみに教えないで



来年1月から「マイナンバー制度」が始まります。既に全国の消費生活センターには「不審な電話がかかってきた」などの相談が多数寄せられています。通知された個人の番号は年金手続きや確定申告などに必要な大切な個人情報です。万が一誤って教えてしまって罪に問われることはありませんが、むやみに他人に教えないようにしましょう。